

## ASSESSMENT

7 April 2023



### コンタクト

後藤 敦	+81.3.5408.4027
アソシエイト・リード・アナリスト	
ムーディーズ・ジャパン株式会社	
atsushi.goto@moodys.com	
Jing Li Yim	+65 651 145 42
Associate Lead Analyst	
jingli.yim@moodys.com	
MJ Park	+852.3758.1396
Associate Analyst	
mj.park@moodys.com	
Jeffrey Lee	+65.6499.0485
VP-Sustainable Finance	
sukjoonjeffrey.lee@moodys.com	
Tobias Lindbergh	+33.1.5582.3273
SVP-Sustainable Finance	
tobias.lindbergh@moodys.com	
Rahul Ghosh	+44.20.7772.1059
MD-Sustainable Finance	
rahul.ghosh@moodys.com	

## 独立行政法人国際協力機構

セカンド・パーティ・オピニオン：ソーシャルボンド・サステナビリティボンドフレームワークにSQS2を付与

### 概要

ムーディーズは、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）の2023年4月4日付のソーシャルボンド・サステナビリティボンドフレームワークにSQS2のサステナビリティ・クオリティ・スコア（非常に高い）を付与した。JICAの資金使途限定型のフレームワークは、9つの社会カテゴリーと、社会・環境目標を組み合わせた6つのカテゴリーのプロジェクトの資金調達を目的として設定された。本フレームワークは国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則2021（2022年6月、付録Ⅰ改訂）、ソーシャルボンド原則2021（2022年6月、付録Ⅰ改訂）、サステナビリティボンドガイドライン2021の4つの核となる要素に適合しており、フレームワークはサステナビリティへの貢献度がある程度高い（Significant）ことを示している。

### サステナビリティ・クオリティ・スコア

SQS2



#### 原則との適合

##### 資金使途

##### 総合的な適合度



##### 要因

##### 資金使途

##### 適合度

##### 評価と選定

##### 資金管理

##### レポートイング

#### サステナビリティへの貢献度

##### 総合的な貢献度



##### 予想されるインパクト 関連性と重要度

##### 調整

##### ESGリスク管理

##### 一貫性

##### 調整なし

##### 調整なし

本稿は2023年4月7日発行の英文版[Japan International Cooperation Agency:Second Party Opinion – Social and Sustainability Bond Framework Assigned SQS2 Sustainability Quality Score](#)の翻訳です。

## 対象

ムーディーズは、JICAのソーシャルボンド・サステナビリティボンドフレームワークが、ICMAのグリーンボンド原則2021（2022年6月、付録I改訂）、ソーシャルボンド原則2021（2022年6月付録I改訂）、およびサステナビリティボンドガイドライン2021と適合しているかどうかを含め、その持続可能性についての意見を表すセカンド・パーティ・オピニオン（SPO）を作成した。

JICAはこのフレームワークの下で、ソーシャルボンドおよびサステナビリティボンドで調達した資金を、9つの社会カテゴリーと、社会・環境目標を組み合わせた6つのカテゴリーのプロジェクトに充當する予定である。概要は本稿の付録2を参照されたい。本フレームワークは、JICAの財投機関債と政府保証債に適用される。

ムーディーズの評価は、2023年4月4日時点のJICAの最新のフレームワークに基づいており、ムーディーズの意見はこの最新のフレームワークに関する現時点の詳細な評価、また公開情報およびJICAが提供した非公開情報を反映している。

2022年10月に発行した「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティ・オピニオン評価手法](#)」に基づき、本SPOを作成した。

## 発行体の概要

国際協力機構（JICA）は、独立行政法人国際協力機構法（JICA法<sup>1</sup>）に基づいて、日本の政府開発援助（ODA）を担う外務省所管の独立行政法人として2008年に設立された。

JICAは技術協力、円借款・海外投融資などの有償資金協力、無償資金協力といった二国間援助を行うことで、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として事業活動を実施している。

2021年度（2022年3月期）の総事業規模は1兆5,361億円（約130億米ドル）で、うち有償資金協力は1兆2,747億円を占める<sup>2</sup>。JICA事業はアジア各国に重点を置いており、2021年度の有償資金協力の76.6%が南アジア・東南アジアを中心とする同地域で承諾された<sup>3</sup>。

## 強み

- » 長期的なサステナビリティへの貢献度を支え、また関係者に対する透明性を確保する強固なプロジェクトの選定プロセス。
- » 事業の事前・事後評価報告書と、JICAの目標とアプローチを詳述したセクター別文書が公表されており、透明性と説明責任が確保されている。
- » 24ヶ月以内に調達資金を充当することを確約するなど、市場のベストプラクティスに従った調達資金の管理に対する確約がなされている。

## 課題

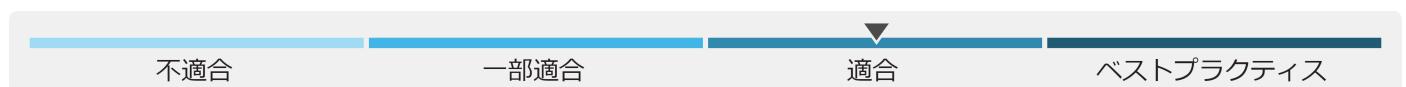
- » 天然ガス火力発電など、環境・社会へ悪影響を与える<sup>4</sup>、もしくは将来の炭素排出量を固定する可能性のあるプロジェクトが含まれる。
- » 一部のカテゴリーの適格基準が明確ではないものの、JICAはプロジェクトの詳細を記載した事業事前評価表を公表している。

## 原則との適合

JICAのソーシャルボンドおよびサステナビリティボンドのフレームワークは、ICMAのグリーンボンド原則2021（2022年6月付録Ⅰ改訂）およびソーシャルボンド原則2021（2022年6月付録Ⅰ改訂）、サステナビリティボンドガイドライン2021の4つの核となる要素に適合している：

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> Green Bond Principles (GBP) | <input checked="" type="checkbox"/> Social Bond Principles (SBP)      | <input type="checkbox"/> Green Loan Principles (GLP)                  |
| <input type="checkbox"/> Social Loan Principles (SLP)           | <input type="checkbox"/> Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP) | <input type="checkbox"/> Sustainability Linked Loan Principles (SLLP) |

## 資金使途



### 適格カテゴリーの明確性－適合 (ALIGNED)

JICAの有償資金協力勘定は、円借款・海外投融資などの有償資金協力の資金調達を対象としており、15の適格カテゴリーに分類される。ODAは、経済開発協力機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)援助受取国・地域リスト<sup>5</sup>に基づき作成された円借款対象国所得階層別分類<sup>6</sup>に掲載された国を対象に実施される。なお、適格カテゴリーは発展途上国をターゲットとした幅広いプロジェクトが含まれているものの、除外規定として石炭火力発電を定めている。さらに、JICAは指定されたプロジェクトのみに充当し、JICAの定める除外規定に従う。

JICAの高度に多角化された事業を反映し、適格カテゴリーは定義は幅広く、事業内容例は幅広いプロジェクトを対象としており、画一的な閾値は殆ど定義されていない。ただし、プロジェクトの詳細はウェブサイトに公表されている事業の事前・事後評価報告書など、透明性の高い選定・評価プロセスによって補われている。また、JICAはグローバル・アジェンダ、ポジションペーパー、課題別指針<sup>7</sup>などのセクター別の様々なガイドラインを公表しており、各セクターにおけるアプローチや目標を詳述している。

資金使途には、民間企業への出融資などの海外投融資が含まれる。資金使途限定型の債券で調達した資金を株式取得やファンド出資に充当することは、資金使途の追跡などにおいて様々な課題があることから一般的ではない。ただし、JICAのこのような投資の大半は、プロジェクトファイナンスやマイクロファイナンスを手がける金融機関のツーステップローンに使われる為、追跡可能性が高い。また、JICAの厳格な評価プロセスによって、社会及び環境へのインパクトが担保されている。

また、資金使途には予め設定された政策アクションの達成状況を踏まえて資金が融資されるプログラムローン<sup>8</sup>も含まれる。プログラムローンはODA機関によって利用されることが多いものの、調達された資金は特定の支出と直接結びつけられない。しかし、このようなローンの実行は、プロジェクトの目標の達成に必要なリファイナンスの形態として考えられる。さらにJICAは、評価プロセスを通して確実に社会・環境インパクトがもたらされるようにしている。

### 環境/社会目標の明確性－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

社会・環境目標は明確かつ関連性がある。また、国連の持続可能な開発目標(SDGs)などの国際基準との一貫性が保たれている。全ての適格カテゴリーは、社会目標を対象としているが、エネルギーや公共交通のカテゴリーなど、社会目標と環境目標を組み合わせたカテゴリーもある。

### 期待される便益の明確性－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

期待される便益は、全てのカテゴリーにおいて明確かつ関連性があり、測定可能である。フレームワークで決められている期待される便益のレポートингに加えて、JICAは選定プロセスにおいて期待される便益を評価する。さらに、各プロジェクトの期待される便益は事業事前評価表及び事後評価報告書で開示される。

JICAのプロジェクトは長期的な性質を持つことから、資金の大半がリファイナンスに充当されると予想される。そのため、ルックバック期間の平均は約6年と相対的に長い。JICAは債券を発行する前に投資家に要求された場合、予想されるリファイナンスの割合を開示する意向である。

#### 該当するベストプラクティス

- » すべてのプロジェクト・カテゴリーで目標が定義され、関連性と一貫性を持つ。
- » すべてのプロジェクト・カテゴリーで関連する便益が認められる。
- » 大半のプロジェクトにおいて、便益が測定可能であり、明確なベースラインに基づいて事前に定量化されている、もしくは将来のレポートингにおいて定量化するという確約がなされている。
- » 調達資金がリファイナンスに充当される割合を可能な範囲で透明性をもって開示するという確約がなされている。
- » 関連するルックバック期間を可能な範囲で透明性をもって開示するという確約がなされている。

#### プロジェクトの評価と選定のプロセス

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

#### 適格プロジェクトを選定するプロセスの透明性と質－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

JICAのプロジェクトの評価と選定のプロセスは明確であり、その役割と責任は明確に定義されており、関連する専門知識を備えた意思決定者が選定されている。JICAは、OECD-DACの評価基準<sup>9</sup>に基づいた評価ガイドライン<sup>10</sup>に従ってプロジェクトの事前評価を行っている。同時に、プロジェクトは機構内の選定プロセスで検討される。さらに、日本政府も選定プロセスに関与しており、円借款に関しては調印前に閣議決定を得る必要がある。評価の結果は事業事前評価表としてJICAのウェブサイトに公表され<sup>11</sup>、関係者に対する透明性を確保している。さらに、外部の専門家により構成される事業評価外部有識者委員会は、評価の質向上することを目的として事業評価プロセスに関する助言を行う。

#### 環境・社会リスク低減プロセス－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

JICAは環境・社会リスクを低減する包括的なプロセスを設定している。各プロジェクトは、JICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいてスクリーニング、環境レビュー、モニタリングが行われる<sup>12</sup>。ガイドラインに従い、重大な悪影響が生じうるプロジェクトはカテゴリーAに分類され、厳格なレビューとモニタリングプロセスの対象となる。JICAはプロジェクト所有者が積極的に環境・社会リスクを管理するようモニタリングし、全てのプロジェクトが確實にガイドラインを順守し、問題が見つかった場合には適切な措置が講じられるようにしている。

#### 該当するベストプラクティス

- » プロジェクトの評価と選定における役割と責任が明確に規定され、関連する専門知識を備えた意思決定者が選定されている
- » 金融商品が償還されるまでの期間を通じて選定・評価プロセスの継続性が立証できる（コンプライアンスの検証や、必要な場合に措置を講じるための明確なプロセスなど）
- » プロジェクトの評価・選定プロセスが追跡可能である
- » 大半のプロジェクトカテゴリーで、重要な環境・社会リスクが特定されている
- » プロジェクトの環境・社会リスクに対応するための是正策が講じられている
- » ESGに関する論争をモニタリングしている

#### 調達資金の管理

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

#### 調達資金の充当と追跡－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

JICAはフレームワークにおいて、調達資金の管理と充当のプロセスを明確に定義している。調達される資金は有償資金協力勘定で管理されるが、JICAの財務部による追跡も行われる。JICAは年度の債券の資金調達額が、対象プロジェクトへの投融資額を下回ることを確認する。また、市場のベストプラクティスに従い、24ヵ月以内に調達資金の全額を充当することを確約している。

#### 未充当資金の管理－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

未充当資金は、現金及び現金同等物として運用される。さらに、プロジェクトを中止する場合、適格基準に従って適切なプロジェクトに資金を再充当する。JICA法では未充当資金について、現金、日本銀行への預金、譲渡性預金証書などの流動性の高い運用のみが認められている。そのため、未充当資金が環境や社会に悪影響を与える投資先で運用されることはない。

#### 該当するベストプラクティス

- » 明確に規定された包括的な調達資金管理方針が外部ステークホルダー（少なくとも債券保有者もしくは貸手）に広く開示されている
- » 資金充当期間が短期である（例えば、通常24か月末満など）
- » 資金の一時的な使途が開示されており、資金使途として環境もしくは社会に害となる事業を除外する基準を定めている
- » フレームワークに準拠したプロジェクトに資金を再充当するという確約がなされている

## レポートィング

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

### レポートィングの透明性－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

JICAは調達資金の充当とプロジェクトのインパクトを調達額全額が充当されるまで年次で、また何らかの重大な事象があった場合も報告を行う。選択されたインパクト指標は明確かつ適切、網羅的であり、詳細な算定手法が開示されている。レポートィングには、プロジェクトに関連した重要な進展や問題、論争も適宜含まれる。また、公表されている事業事前評価表及び事後評価報告書には、プロジェクトのインパクトに関する詳細な分析が含まれている。

調達資金の充当やインパクトレポートに対する独立監査人による検証は確約されていないが、事後評価報告書は独立した第三者が作成し、正確性と説明責任が担保されている。また、資金使途は有償資金協力勘定に含まれるプロジェクトへの充当であり、有償資金協力勘定は監査の対象のため、調達資金の充当に関するレポートィングの正確性が確保されている。

#### 該当するベストプラクティス

- » 債券の全額償還やローンの全額返済が完了するまでレポートィングが行われる
- » プロジェクトや資産に関連した重要な進展や問題がレポートィングに含まれている
- » 調達資金の充当と便益のレポートィングを少なくとも適格カテゴリー・レベルで行っている
- » 資金充当に関する細分化されたレポートィングが行われている（未充当資金の残高や割合、現金か現金同等物などの一時的な資金充当先の種類、初期投資とリファイナンスの比率など）
- » 予想される環境/社会へのインパクトをレポートするための明確で関連性のある指標が、可能な場合はすべてのプロジェクトにおいて、あるいは適格カテゴリーにおいて、設定されている
- » レポートィング手法と指標算出における想定が、少なくとも債券保有者ないし貸し手に開示されている
- » 少なくとも資金全額が充当されるまで、そして重要な変更があった場合に、独立監査人が資金の追跡と充当を監査している
- » 少なくとも資金全額が充当されるまで、そして重要な変更があった場合に、環境便益について適切な第三者による独立したインパクト評価が行われ、かつ/または社会インパクト/便益についてレポートするためのケーススタディが行われる

## サステナビリティへの貢献度

本フレームワークは、サステナビリティにある程度高い(Significant)貢献をすることが期待される。



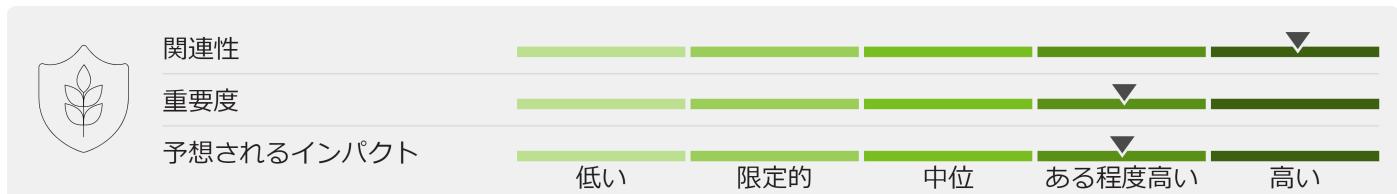
### 予想されるインパクト

適格プロジェクトカテゴリーがもたらすインパクトはある程度高い(Significant)と予想される。JICAにより提供された情報と過去の資金使途によると、15のカテゴリーのうち「公共交通」、「運輸インフラ」、「上下水道・衛生」、および「エネルギー」のカテゴリーに充当された資金の割合が大きい。

JICAは強固なプロジェクト選定・評価プロセスなど、開発機関としての特徴を鑑みて、全てのカテゴリーで関連性のスコアは「高い」を付与している。一方で、内包されている環境・社会への悪影響や将来の炭素排出量の固定、あるいはプロジェクトの対象となる人々やカテゴリーの定義が幅広い為、重要度のスコアは各カテゴリーごとに異なる。

適格カテゴリー別の評価の詳細は以下を参照されたい。

### 農林・水産業



水不足や水資源を利用できない状況、森林減少、海洋資源の枯渇はいずれも開発途上国の農林水産業の主要な課題であることから、このプロジェクトカテゴリーはサステナビリティ課題と高い関連性が認められる。調達資金の大半は、灌漑施設の基礎的インフラ整備や灌漑用資機材調達を支援することで、持続可能な農業に従事する小規模農家が利用できる水を増加させることなどの社会的ニーズに対応するプロジェクトに充てられる。

このカテゴリーのプロジェクトは、生産技術と効率的な流通システムの開発・普及、また小規模農家や漁師向けの生産性を高める持続可能な農作業や漁業に関する研修の実施によって、農業、畜産業、漁業の生産性向上を目指していることから、事業実施地域においてある程度高い重要度が期待される。ただし、灌漑システムの技術面の適格基準や、対象外となる農作業や漁業の種類について具体的かつ詳細な点が決まっていない。プロジェクトは小規模農家や漁師に限定しているわけではなく、最脆弱層が対象とならない可能性もある。

### 保健・医療



多くの事業実施国ではユニバーサル・ヘルス・カバレッジが依然として重要な課題であることから、このカテゴリーのプロジェクトは、サステナビリティ課題と高い関連性が認められる。また、新型コロナウィルスのパンデミックなど新たな保健・医療課題は、現行の保健・医療制度を大きく圧迫している。2019年の保健・医療サービス普及率の平均は高所得国では約80%だったのに

対し、低所得国で40%、低中所得国で60%程度にとどまった。低い所得水準と適切な保健・医療へのアクセスが限定的であることが、格差の主な理由となっている<sup>13</sup>。

プロジェクトは保健・医療へのアクセスと質を向上することで、保健・医療サービスへの不平等なアクセスへの対応を行うという点で、非常に高いインパクトがもたらされると予想される。また、JICAはプロジェクト実施に当たって主に政府機関と連携し、対象となる人々が手頃な価格でアクセスできるかどうかをプロジェクトの事前評価段階で確認する。

## 教育



このカテゴリーのプロジェクトは、サステナビリティ課題と高い関連性が認められる。政府の教育支出がGDPに占める割合は世界平均の4.3%（2020年推計）と比べると、低所得国では同3.0%と低い傾向にあり<sup>14</sup>、特に高等教育の就学率も低い<sup>15</sup>。さらに、低中所得国では多数の学生の識字能力が最低水準を下回っている<sup>16</sup>。

教育関連支出は就学率と教育制度の質の双方を向上させるため、重要度が高い。プロジェクトは、非常に脆弱な立場にある人々に対して教育機関へのアクセスを提供し、教育の質を向上させ、留学に対する経済的障壁を引き下げるとしてみられる。

## 女性向け金融アクセス改善



経済活動への参加におけるジェンダー平等の重要性を鑑みると、このカテゴリーはサステナビリティ課題と高い関連性が認められる。世界で70%超の女性の中小零細事業主は金融サービスにアクセスできておらず<sup>17</sup>、また開発途上国の中零細事業で必要な調達資金の32%が女性事業主によるものである<sup>18</sup>。

プロジェクトでは有償資金を供与することで、女性の中小零細事業主向けの金融アクセスを改善し、また女性の起業家、リーダーシップ、雇用を促進するために金融包摶を進める幅広いアプローチを目指していることから、このカテゴリーはターゲット地域においてある程度高い重要度が期待される。しかし、調達資金の最終的な使途の追跡可能性に関する見通しが得られず、プロジェクトの社会目標への貢献度はある程度制約を受けるだろう。さらに、JICAは必要に応じて金融リテラシー研修を提供するものの、借り手が必ずしも研修の対象になるとは限らない。

## 上下水道・衛生



低所得国では安全な飲料水へのアクセスが限られており、低い衛生水準と病気の蔓延によって人々の健康面に深刻な影響を及ぼしうることから、このプロジェクトカテゴリーは高い関連性が認められる。この問題は気候変動によってさらに深刻なものとなっている。どの地域においても引き続き気候変動が水の供給に大きく影響し、気候変動の影響を最も受けやすい開発途上国および後発開発途上国で持続可能な水の供給を確保することの重要性がさらに高まっている。

このカテゴリーのプロジェクトは、中位の重要度が期待される。現在飲料水と衛生のインフラが確保できていない人々に、飲料水と衛生への長期的なアクセスを可能する一方、重大な環境・社会への悪影響が懸念される。このカテゴリー内における適格な資金使途には、汚水処理施設、排水路、水道施設、海水淡水化設備、および水道、廃水、廃棄物管理を組み合わせたプロジェクトが含まれる。JICAは水供給・廃水処理のプロジェクトにおいて、水質基準やエネルギー消費基準などの追加的な適格基準を定めていない。ただし、プロジェクトレベルで目標基準を設定する際は、世界保健機関のガイドラインおよび各国・地域の規制要件を参照する。

資金使途には海水淡水化設備が含まれ、対象となる人々は海水淡水化技術がなければ安全な水を十分に利用できないことからポジティブなインパクトをもたらすだろう。一方で、海水淡水化設備はエネルギーを多量に使用し、有害な残留物を排出する可能性があるため、重大な悪影響を伴う。既に計画されている海水淡水化プロジェクトには排水管理計画が整備されており、逆浸透技術が活用されるが、水の回収率やエネルギー効率に関する画一的な要件は定義されていない。ただし、このようなプロジェクトに充当される資金の割合は小さいとムーディーズはみている。

廃棄物管理プロジェクトの一環として、埋立事業にも資金が充てられる可能性があるが、その割合はわずかにとどまる。JICAは予想している。JICAは廃棄物階層（ヒエラルキー）に沿って資源損失を最小限に抑える意向を表明しており、廃棄物管理は衛生状態の向上に資するが、埋立事業は大気、土壌、水質に関する環境・社会面の悪影響をもたらし、また大量の温室効果ガスを排出する可能性がある。

## エネルギー



電力の安定供給は経済において重要な役割を担い、保健・医療や教育などの必要不可欠なサービスの提供と密接に関わるため、電力供給の拡大はサステナビリティ課題と高い関連性が認められる。2019年時点では、後開発途上国の中位以上は基礎的な電力供給を得られず、これは世界の人口の約3分の2に充分な電力供給が確保できていないことを示している<sup>19</sup>。そのため、このカテゴリーのプロジェクトは事業実施国での電力供給の安定性を高めるという点で、非常にポジティブなインパクトをもたらすだろう。

このカテゴリーのプロジェクトは、中位の重要度が期待される。このスコアは、対象となる人々の安定的かつ適切な電力供給を確保と共に環境・社会への悪影響の可能性も織り込んでいる。このカテゴリー内の発電プロジェクトの多くは、再生可能エネルギー発電設備が含まれる一方で、JICAは少数の既存天然ガス火力発電プロジェクトにも資金を充当する予定であることから、将来の炭素排出量を固定することにつながる。ただし、これらの天然ガス火力発電プロジェクトは7年以上前に契約締結されたものであり、今後は、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援を終了する、という日本政府の方針に従ってJICAは対応していく。

さらに、JICAは追加の適格要件を設けていないため、環境・社会面に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、金額は小さいと見込まれてはいるものの大規模な水力発電プロジェクトへの資金供与が含まれており、画一的な適格要件が無いため環境・社会への悪影響を充分に評価するのを難しくしている。また、送配電関連プロジェクトは省エネルギーも目標としているものの、一部の開発途上国での送配電網で供給される電力は依然としてほぼ化石燃料発電によるものであることから、送配電関連プロジェクトは環境への悪影響につながりかねない。

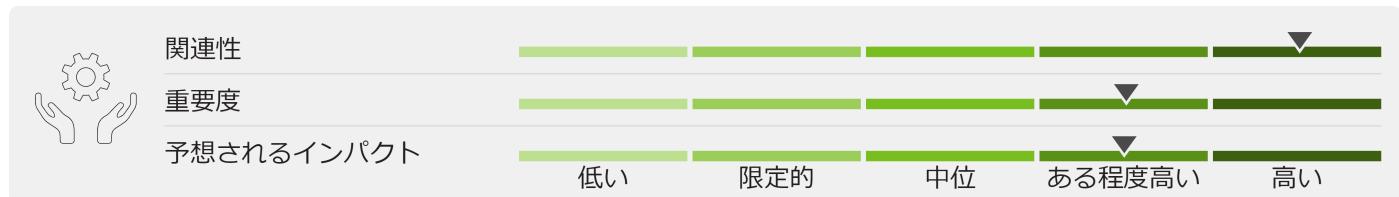
## 中小企業支援・産業開発



JICAの事業実施国が多くでは金融アクセスが限定的なことから<sup>20</sup>、中小零細企業への資金供与の拡大は、サステナビリティ課題と高い関連性が認められる。中小零細企業は国の経済発展や雇用において重要な役割を担うが、資金調達ができなければ、成長が妨げられることが多い。高所得国の債務者は通常、正式な金融機関より借り入れを行うが、低中所得国的一般的な資金源は家族や友人である。

適格プロジェクトがもたらすポジティブなインパクトはある程度高いと予想される。プロジェクトでは適格な中小零細企業の利益と生産性の拡大を目指し、中小零細企業の資金調達を改善する。また、生産管理や経営管理能力を育成することで、中小零細企業の成長を支援する可能性もある。ただし、大部分は政府系企業や政府系金融機関との提携を通じ対象となる人々に融資を実行するものの、全ての中小零細企業がこのカテゴリーの対象となることから、その中で最も脆弱な立場にある人々が資金供与の対象となることは必ずしも保証されない。また、調達資金の最終的な使途の追跡可能性に関する見通しが得られず、プロジェクトの社会目標への貢献度はある程度制約を受けるだろう。さらに、JICAは必要に応じて金融リテラシー研修を提供するものの、借り手が必要もし研修の対象になるとは限らない。

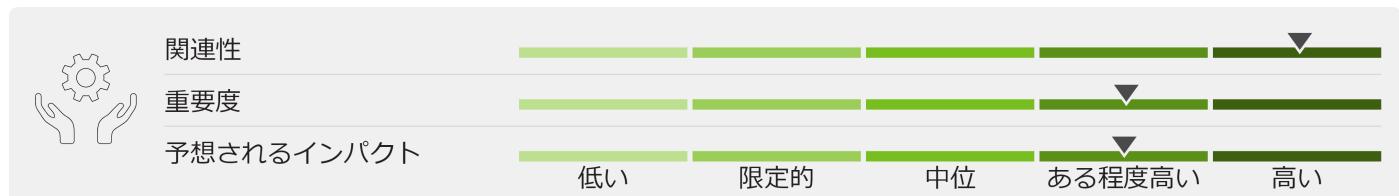
### 運輸インフラ



このカテゴリーのプロジェクトは、サステナビリティ課題と高い関連性が認められる。運輸インフラは、人々のつながりや移動、サプライチェーンにおいて重要な役割を担い、開発途上国の経済成長と貧困削減を促す重要な要因となりうる。開発途上国では、基礎的な運輸インフラに十分にアクセスできないことで、人々の移動が妨げられている。たとえば、住居から2キロ圏内に使用可能な道路が整備されていない人々は10億人に上ると推定される<sup>21</sup>。

道路や橋梁を整備することで国内のコネクティビティを強化し、また空港・港湾を整備することで事業対象国がグローバルネットワークに加わることができることから、プロジェクトにはある程度高い重要度が期待される。ただ、運輸インフラプロジェクトが経済的効果をもたらし、対象となる人々に社会経済的な便益をもたらす一方で、インフラの建設は環境に悪影響をもたらす可能性がある。同様に、運輸インフラの運営や利用拡大も、大気汚染を悪化させ、炭素排出量を増加させうる。さらに、空港は経済発展を支える重要な要因であるが、空港の直接的な社会便益は、高所得者層に偏ってもたらされる可能性が高い。

### 公共交通



このカテゴリーの適格プロジェクトはサステナビリティ課題と高い関連性が認められる。交通機関が十分に整っていない地域で、公共交通機関を整備すれば、多くの人々の移動可能性を広げ、通勤・通学時間が短縮されるだろう。さらに、JICAは女性や障碍者を含む誰もが安心・安全に利用できる公共交通機関を目標とし、社会経済の発展に貢献している。世界の温室効果ガス排出量に占める運輸セクターの割合が大きいことから、各国の環境問題への取り組みにおいてクリーン輸送も重要である。

公共交通機関が十分に整っていない地域に鉄道、バス、フェリーを広く整備することで、コネクティビティが向上することから、プロジェクトにはある程度高い重要度が考えられる。公共交通機関の発達により、陸上交通手段としての個人所有の内燃機関自動車（エンジン車）への依存も減少し、交通渋滞や大気汚染の軽減につながるだろう。また、JICAのプロジェクトの実行には技術協力が組み込まれていることから、交通機関の設計支援、実現可能な適切なインフラ計画、交通機関の持続的運営に向けた管理やメンテナンスもプロジェクトの対象となる可能性がある。

JICAは調達資金の大半が電車関連プロジェクトに充てられると予想している。化石燃料専用の設備や、化石燃料の輸送に特化した輸送手段は対象外である。ただし、東南アジアにおける電気式ディーゼル機関車プロジェクト2件については、金額は僅かでは

あるものの、このカテゴリー内で資金充当される可能性がある。該当プロジェクトは、適切なメンテナンス・修繕が行われていない老朽化したインフラの改修が含まれ、鉄道の安全性、効率性、利用者数を向上させる一方で、最新技術（電車）に対応しておらず、電気式ディーゼル機関車の利用は長期にわたり炭素排出量を固定する可能性がある。

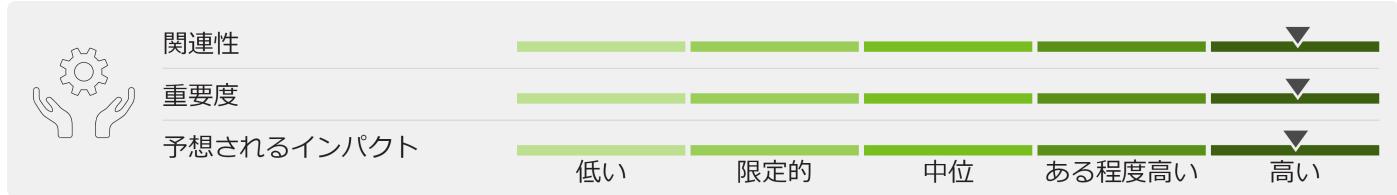
### 低所得層向けの住宅金融



このプロジェクトカテゴリーはサステナビリティ課題と高い関連性が認められる。特に低所得国における手頃な住宅ローンの需要は高く、適切な住宅へのアクセスが脆弱な立場にある人々の生活水準を向上させ、社会経済的な活躍を推進する重要な要素となる。

また、このカテゴリーは事業実施地域において高い重要度が期待される。住宅ローンは主に低所得者層の債務者を対象としており、開発途上国や後発開発途上国ではこのような債務者層への対応が遅れていることから、大手銀行から借り入れができず、そのため民間の高利貸しによる非常に高い利率の資金を借り入れざるを得ない。なお、債務者の過剰な負債を防ぐため、JICAは経験豊富な政策金融機関との提携によりツーステップローンを供与し、ローン実行前に加えて、ローン実行後も継続的に債務者の債務状況を確認するようにしている。

### 総合的生活基盤整備、災害からの復興



特に開発途上国の都市、農村、地方にわたる総合的なインフラ整備の需要が高まっていることから、このプロジェクトカテゴリーはサステナビリティ課題と高い関連性が認められる。また、開発途上国の脆弱な立場にある人々は災害への備えが進んでおらず、災害リスクに晒されている可能性が高い。そのため、重要な防災インフラ整備に対する需要は大きい。

自然災害への対応を強化する総合的なアプローチが、各国への長期的な救援につながり、災害復興の取り組みの必要性を低下させたりその範囲を狭めたりすることから、このカテゴリーは事業実施地域において高い重要度が期待される。適格プロジェクトの種類の詳細は決められていないが、JICAが過去に資金を供与してきたプロジェクトから、学校や病院などの基礎的インフラがプロジェクトの対象となるだろう。

### 治水



このプロジェクトカテゴリーでは、特に水関連災害の影響を受けやすい開発途上国および後発開発途上国の差し迫った環境問題への対応を目的としていることから、サステナビリティ課題と高い関連性が認められる。

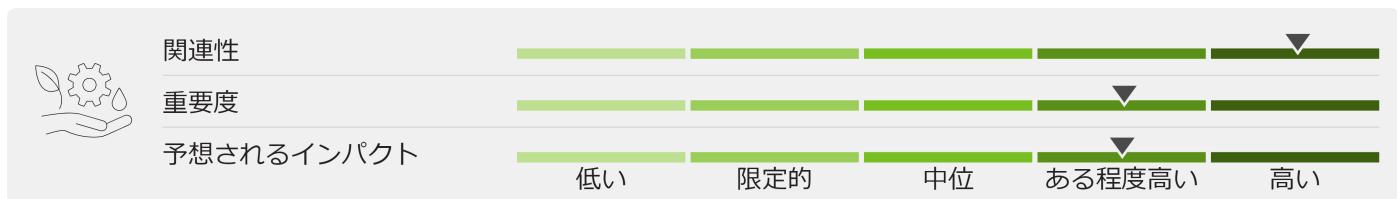
このカテゴリーのプロジェクトは、浚渫や警報システムなどによって洪水や地滑りを予防・制御する構造的対策を実施することで、事業実施地域においてある程度高い重要度が期待される。これは、開発途上国ではこのような対策への投資規模は現状極めて小さく、こういった対策が脆弱な立場にある人々にもたらす被害を最小限に抑えることができる重要な取り組みであるからであ

る。しかしながら、プロジェクトには大規模な治水工事が含まれる可能性があり、住民の移住など環境・社会面の悪影響が生じ、サステナビリティへの貢献度に影響する可能性がある。

### 通信・放送



### 総合的環境保全



### 平和構築



## ESGリスク管理

予想されるインパクトのスコアに、環境、社会、ガバナンス（ESG）リスク管理を理由とした下方調整は加えていない。JICAは強固なESGリスク管理手順を導入しており、プロジェクトの悪影響は最小限に抑えられている。JICAは円借款を供与するにあたり、プロジェクト所有者に適切なESGリスク管理手順を整備し、JICAのESG基準を順守することを求めており、基準に満たない場合は、JICAはプロジェクトからの資金の引き揚げも含めて対応を検討する。

## 一貫性

予想されるインパクトのスコアに、一貫性を理由とした下方調整は加えていない。本フレームワークで調達資金が充当されるプロジェクトは、ODAの実施を担うJICAの持続可能性に関する優先事項と一致する。また、政府機関として、プロジェクトの選定プロセスには日本政府が関与しており、政策との一貫性が確保されている。

## 付録1 - 適格カテゴリーの国連の持続可能な開発目標へのマッピング

JICAのフレームワークに含まれる15つの適格カテゴリーは、以下の15つの国連の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する可能性が高い。

UN SDG 17 Goals	適格カテゴリー	SDGターゲット
<b>目標1: 貧困をなくそう</b>	農林・水産業 低所得層向けの住宅金融	1.1 現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 1.4 すべての人々が、経済的資源、基礎的サービスへのアクセス、財産所有権、金融サービスについて平等な権利を持つことができるよう確保する。
<b>目標2: 飢餓をゼロに</b>	農林・水産業	2.A 農村インフラ、研究、技術への投資を通じて、新興国における農業生産能力を向上させる。
<b>目標3: すべての人に健康と福祉を</b>	保健・医療	3.8 すべての人々に対する質が高く安価な基礎的な保健サービスおよび医薬品へのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
<b>目標4: 質の高い教育をみんなに</b>	教育	4.1 すべての子どもが、適切かつ効果的な学習成果をもたらす質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 4.5 教育におけるジェンダー格差を無くし、脆弱層が教育や訓練に平等にアクセスできるようにする。
<b>目標5: ジェンダー平等を実現しよう</b>	農林・水産業 女性向け金融アクセス改善	5.A 女性に対し、経済的資源、財産所有権、金融サービスに対するアクセスへの平等な権利を確立する。
<b>目標6: 安全な水とトイレを世界中に</b>	上下水道・衛生	6.1 すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。 6.2 すべての人々の、適切な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。
<b>目標7: エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b>		7.B 新興国のすべての人々に持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
<b>目標8: 働きがいも経済成長も</b>	農林・水産業 女性向け金融アクセス改善 中小企業支援・産業開発	8.3 生産性、雇用創出、起業及びイノベーションを支援する政策を促進するとともに、中小企業の成長を奨励する。 8.4 世界の資源効率を改善させ、経済成長と環境悪化の分断を図る。 8.5 すべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 8.10 国内の金融機関の abilities を強化し、すべての人々の保険及び金融サービスへのアクセスを拡大する。
<b>目標9: 産業と技術革新の基盤をつくろう</b>	中小企業支援・産業開発 運輸インフラ 公共交通 通信・放送	9.1 公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、持続可能なインフラを開発する。 9.3 特に新興国における中小企業の金融サービスへのアクセスを拡大し、バリューチェーン及び市場への統合を推進する。 9.A 金融・技術の支援を通じて、新興国における持続可能なインフラ開発を促進する。 9.C 情報通信技術へのアクセスを向上させ、普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供する。
<b>目標10: 人や国の不平等をなくそう</b>	女性向け金融アクセス改善	10.2 すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

UN SDG 17 Goals	適格カテゴリー	SDGターゲット
<b>目標11: 住み続けられるまちづくりを</b>	治水 上下水道・衛生 運輸インフラ 公共交通 低所得層向けの住宅金融 総合的生活基盤整備、災害からの復興 通信・放送	11.1 すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スマートを改善する。 11.2 すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 11.5 特に脆弱な立場にある人々の、災害による死者や被災者数を削減し、経済損失を減らす。 11.6 大気の質及び廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 11.A 開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部及び農村部間のつながりを支援する。 11.B 包含、資源効率、気候変動、災害に対する強靭さ（レジリエンス）に関する計画を導入した都市数を増加させる。 11.C 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能な建造物の整備を支援する。
<b>目標13: 気候変動に具体的な対策を</b>	農林・水産業 治水 エネルギー 公共交通 総合的環境保全	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応及び影響軽減に関する啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
<b>目標14: 海の豊かさを守ろう</b>	農林・水産業 総合的環境保全	14.1 特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 14.2 海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、持続的な管理と保護を行う。
<b>目標15: 陸の豊かさも守ろう</b>	農林・水産業 総合的環境保全	15.2 あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進する。 15.3 砂漠化に対処し、劣化した土地と土壤を回復する。 15.5 自然生息地の劣化及び生物多様性の損失を抑制し、絶滅危惧種の絶滅を防止する。 15.6 遺伝資源から生ずる利益の平衡な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 15.B 持続可能な森林経営のための資金の調達及び新興国への十分なインセンティブ付与のための資源を動員する。
<b>目標16: 平和と公正をすべての人に</b>	平和構築	16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

出所：ムーディーズ・インベスタートス・サービス、国際協力機構

本SPOで示される、国連のSDGsへのマッピングでは、JICAの資金調達のフレームワークにおいて明文化されている、適格プロジェクトのカテゴリーや関連するサステナビリティ目標/便益、また ICMAのSDGマッピング・ガイダンスや国連のSDG目標値および指標など公的機関のリソースやガイドラインを考慮している。

## 付録 2:JICAのフレームワークにおける適格カテゴリーの概要

区分	事業内容例	ICMA SBP例示事業区分 との対応	社会的課題の解決に係る 事業効果の指標例	ICMA GBP例示事業区分 との対応	環境面の課題解決に係る 事業効果の指標例
農林・水産業	農業生産設備や灌漑システムの整備、気象・地理的条件等に即した営農指導支援、海洋資源保全・持続可能な漁業の支援、森林保全・アグロフォーレストリーの促進等、を支援する事業など	社会経済的向上とエンパワーメント、食料安全保障	<定量的> [農業] 作物生産高、単位収穫量、農家の収入、営農指導を受けた農家の受益人人数など [水産業] 漁獲物の年間総陸揚量、年間総取扱金額など [植林] アグロフォーレストリーやその他生計向上活動を通じた事業対象村落における収入の増加、水源にアクセスできる世帯の増加、女性を含む地域住民の持続的森林管理・生計向上活動・組織体制強化への参加率など  <定性的> [農業・水産業] 食料安全保障、農村地域の経済発展、生産者の生計向上など [水産業] 水産資源の枯渇防止など [植林] 地域住民の生計向上、女性の経済的エンパワーメントなど	生物資源及び土地利用に係る環境持続型管理、環境持続型林業	<定量的> [農業] 灌漑設備の灌漑面積など [水産業] 海洋資源保護調査のために新設された調査船による年間調査航海日数や海洋環境図の作成数、海洋資源評価報告書の更新頻度など [植林] 森林被覆率、活着率、塩生土壤回復植林域の面積、砂漠化からの回復面積、土壤水分量の増加率、土壤流失減少率、事業が実施される自然保護区の数、生物多様性保全に関する活動に参画した地域開発委員会の数、温室効果ガスの排出削減量など  <定性的> [農業] 気候変動に対する強靭性強化 [水産業] 海洋汚染の早期発見・抑制 [植林] 温室効果ガスの排出削減、森林生態系・生物多様性の保全など

区分	事業内容例	ICMA SBP例示事業区分 との対応	社会的課題の解決に係る 事業効果の指標例	ICMA GBP例示事業区分 との対応	環境面の課題解決に係る 事業効果の指標例
保健・医療	保健・医療施設や資機材の整備、医療・保健人材に対する研修・人材育成、その他事業実施国との保健・医療の改善に必要な施策などを支援する事業	必要不可欠なサービスへのアクセス	<p>&lt;定量的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設・改修された医療施設における病床数、入院・外来患者数、病床稼働率、手術件数</li> <li>予防接種（ワクチン）率</li> <li>妊婦健診受診率</li> <li>助産にかかる研修を受けた保健人材の増加数</li> <li>患者ケア、医療技術、病院運営管理等に関する研修を受けた医療従事者の数など</li> </ul> <p>&lt;定性的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療体制の強化、ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）の推進 医療教育の質向上など</li> </ul>		
教育	教育・研究施設や資機材の整備、カリキュラム・教材開発、留学奨学金、その他事業実施国との教育の改善に必要な施策などを支援する事業	必要不可欠なサービスへのアクセス	<p>&lt;定量的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生数</li> <li>初等教育、中等教育における純就学率、修了率（男女別、農村単位別）</li> <li>高等教育における学位取得率、留学生数（男女別、農村単位別）、卒業後1年以内の就職率</li> <li>育成された教員数</li> <li>学術論文の発表数など</li> </ul> <p>&lt;定性的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市部・地方部間と男女間の教育格差是正、教育・研究環境の質向上など</li> </ul>		

区分	事業内容例	ICMA SBP例示事業区分 との対応	社会的課題の解決に係る 事業効果の指標例	ICMA GBP例示事業区分 との対応	環境面の課題解決に係る 事業効果の指標例
女性向け金融アセス改善	女性や女性の中小零細事業主 女性が経営する中小零細企業に対するローン残高、 女性の金融アクセス改善・雇用促進など	女性や女性の中小零細事業主 女性が経営する中小零細企業に対するローン残高、 女性の金融アクセス改善・雇用促進など	<定量的指標> 女性や女性が経営する中小零細企業に対するローン残高、 女性の金融アクセス改善・雇用促進など	<定量的指標>	<定量的指標>
上下水道・衛生	上下水道の敷設、浄水場施設 、汚水処理施設、廃棄物処理 施設（コンポストを含む）の 整備を支援する事業など	基本的インフラ整備	<定量的> [浄水設備・上水道] 給水人口、給水世帯数、水道普及率、給水量 など [汚水処理・下水道] 汚水処理人口、汚水処理量、下水道普及率、水質改善状況 (BOD) など [廃棄物管理] ・廃棄物収集対象人口、廃棄物収集量、廃棄物収集率、コ ンポスト製造量 など  <定性的> 地域住民の衛生・生活環境の改善	<定量的> [浄水設備・上水道] 給水人口、給水世帯数、水道普及率、給水量 など 止及び抑制 [汚水処理・下水道] 汚水処理人口、汚水処理量、下水道普及率、水質改善状況 (BOD) など [廃棄物管理] ・廃棄物収集対象人口、廃棄物収集量、廃棄物収集率、コ ンポスト製造量 など	<定量的> [浄水設備・上水道（淡水化事業を除く）] 給水人口、給水世帯数、水道普及率、給水量 など [汚水処理・下水道] 汚水処理人口、汚水処理量、下水道普及率、水質改善状況 (BOD) など [廃棄物管理] ・廃棄物収集対象人口、廃棄物収集量、廃棄物収集率、コ ンポスト製造量 など
エネルギー	再生可能エネルギー発電・送 電線設備、その他発電・送電 線設備の整備（石炭火力発電 を除く）、エネルギー効率化 、その他事業実施国エネルギー アクセスの改善に必要な 施策などを支援する事業（ガ ス開発を含む）	基本的インフラ整備	<定量的> ・年間発電量、送電端電力量、対象地域における世帯電化 率 など  <定性的> ・地域住民の生活水準向上、地域経済の発展 など	再生可能エネルギー 利用	<定量的> ・再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、地熱発電 、大規模大規模でない水力発電）による年間発電量、送電 単位電力量 ・温室効果ガスの排出削減量（再生可能エネルギーによる 発電設備） ・送配電ロス率 など

区分	事業内容例	ICMA SBP例示事業区分 との対応	社会的課題の解決に係る 事業効果の指標例	ICMA GBP例示事業区分 との対応	環境面の課題解決に係る 事業効果の指標例
中小企業支援・産業開発	中小零細企業に対するツール、テップローン事業や、地場産業の成長促進・雇用拡大支援事業など	雇用創出、社会経済的向上とエンパワーメント	<定量的> ・中小企業向けローンの残高、借入件数、融資対象中小企業の売上・利益 ・事業により新設・改修された生産設備等による生産高、売上など <定性的> ・中小零細企業の資金アクセスの改善、雇用拡大、地場産業・地域経済の成長など		
運輸インフラ	道路・橋梁・空港・港湾等の運輸インフラの整備（機能回復・改善のための改修を含む）、その他事業実施国の運輸インフラの改善に必要な施策などを支援する事業	基本的インフラ整備、必要不可欠なサービスへのアクセス	<定量的> [道路・橋梁] 年平均日交通量 [空港] 旅客数、貨物取扱量 [港湾] 取扱貨物量 <定性的> 物流の改善、交通渋滞の緩和（道路・橋梁）、経済発展の促進		
公共交通	鉄道、その他の公共交通機関の整備、その他事業実施国公共交通機関の改善に必要な施策などを支援する事業	基本的インフラ整備、社会経済的向上とエンパワーメント	<定量的> ・旅客輸送量、乗客数、貨物輸送量、女性専用車両走行距離など <定性的> ・交通渋滞の緩和、地域経済の発展、女性・貧困・脆弱層の社会進出促進など	クリーン輸送	<定量的> ・電化公共交通機関による温室効果ガスの排出削減量 <定性的> ・電化公共交通機関による大気汚染の改善、都市環境の改善

区分	事業内容例	ICMA SBP例示事業区分 との対応	社会的課題の解決に係る 事業効果の指標例	ICMA GBP例示事業区分 との対応	環境面の課題解決に係る 事業効果の指標例
低所得層向けの住宅金融支援	低所得層向けの住宅金融支援 住宅金融 事業など	手ごろな価格の住宅へのアクセス	<定量的> ・住宅ローン残高、住宅ローン借入人数、女性の借入人比率など <定性的> 低所得者の住宅ローンへのアクセス		
総合的生活基盤整備	都市・農村・地域の（再）開発、災害からの復興	基本的インフラ整備、必要な設備に資する基本的に複数のセクターにまたがる事業、大規模災害（地震等）のインフラ復興事業、その他事業実施国の総合的生活基盤整備の改善に必要な施策などを支援する事業	<定量的> ・道路の年平均日交通量 ・電化世帯数、電化率 ・給水人口・世帯数 ・新設・改修された灌漑設備の受益面積、作物生産高、農家の収入 ・市場へのアクセス時間 ・衛生施設サービスのある村落数 ・新設・改修された耐震性・防火性の高い住宅の戸数 ・新設された災害避難シェルターの収容数など <定性的> 地域経済の振興、地域間の格差是正・貧困削減、災害被害の軽減		
治水	洪水制御のための河川改修、浚渫並びに警報システムの整備を支援する事業など	基本的インフラ整備	<定量的> ・治水面積 ・洪水による浸水被害面積・浸水戸数の減少など <定性的> ・自然災害に対する強靭性が強化されることによる事業対象地域の生計向上、地域経済の活性化、雇用創出など	持続可能な都市排水システム、河川改修 やその他方法による洪水緩和対策	<定量的> ・治水面積 ・洪水による浸水被害面積・浸水戸数の減少など <定性的> ・気候変動に対する強靭性強化、自然災害に対する強靭性強化
通信・放送	通信網インフラや放送基盤の整備事業、その他事業実施国の通信・放送インフラの改善に必要な施策などを支援する事業	基本的インフラ整備	<定量的> ・通信速度、通信障害の改善率など <定性的> ・信頼度の高い情報通信網による経済活動の活性化、国民生活の利便性向上など		

区分	事業内容例	ICMA SBP例示事業区分 との対応	社会的課題の解決に係る 事業効果の指標例	ICMA GBP例示事業区分 との対応	環境面の課題解決に係る 事業効果の指標例
総合的環境保全	気候変動対策・大気汚染防止 ・水質汚濁防止・廃棄物処理等の公害防止対策等、複数のセクターに亘る総合的な環境保全に資する事業など	基本的インフラ整備	<定量的> ・特用林産物による住民組織メンバーの年間家計所得向上、野生動物との接触事故の減少 など  <定性的> 生物多様性保全に配慮した生計向上活動等を通じた地域住民の生計向上、女性・貧困・脆弱層の社会参加 など	気候変動への適応、 廃水管理、生物資源 ・森林・海洋保全など	<定量的> ・都市部とその周辺地域の植林による炭素蓄積増加量、サンゴ礁の修復面積、湿地に生息する種の種類及び個体数、野生動物の接触事故・被害の減少率 など  <定性的> 気象衛星画像データの処理能力を有する技術者数、利用可能な気象衛星画像データの取得率 など
平和構築	紛争・内戦により影響を受けた（受けている）様々な国・地域等に対する平和と安定や復興に資する事業		<定量的> ・平和と安定や復興のため整備される基本的インフラ等の定量的指標（例：浄水設備・上水道の新設・復旧等の事業は、給水人口・給水量・水道普及率など）  <定性的> ・ホストコミュニティにおける社会安定 など		

出所：ムーディーズ・インベスターズ・サービス、国際協力機構

## ムーディーズの関連出版物

### セカンド・パーティー・オピニオンの評価手法:

- » [Framework to Provide Second Party Opinions on Sustainable Debt, October 2022日本語版「サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン 評価手法」（2022年10月）](#)

### トピックページ:

- » [ESG Credit and Sustainable Finance](#)

## Endnotes

- 1 [独立行政法人国際協力機構法](#)（平成十四年法律第二百三十六号）
- 2 [JICA 2022\\_国際協力機構 年次報告書](#)、2022年8月
- 3 [JICA 2022\\_国際協力機構 年次報告書](#)、2022年8月
- 4 ここで悪影響とはプロジェクトの性質上避けられず、発行体の対応に関係なく影響が出るものと指す
- 5 [DAC援助受取国・地域リスト](#)、2023年3月23日アクセス
- 6 [円借款供与条件表](#)、2023年3月30日アクセス
- 7 [JICAグローバル・アジェンダ](#)
- 8 [円借款の種類](#)
- 9 [OECDの開発援助委員会（DAC）の評価基準](#)
- 10 [JICA事業評価ガイドライン](#)、2014年5月
- 11 [事業評価案件検索](#)
- 12 [国際協力機構環境社会配慮ガイドライン](#)、2022年1月
- 13 [世界保健機関および世界銀行：Tracking Universal Health Coverage: 2021 Global Monitoring Report](#)、2021年
- 14 [世界銀行：Government expenditure on education, total \(% of GDP\)](#)、2023年3月31日アクセス
- 15 [世界銀行：Higher Education: Understanding demand and redefining values](#)、2022年11月15日
- 16 [世界銀行：Quality Education](#)、2023年3月6日アクセス
- 17 [国際金融公社：Bridging the Gender Gap in Access to Finance](#)、2023年3月7日アクセス
- 18 [SMEファイナンス・フォーラム：MSME Finance Gap](#)、2023年3月7日アクセス
- 19 [国際連合貿易開発会議：Over half of the people in least developed countries lack access to electricity](#)、2021年7月1日
- 20 [SMEファイナンス・フォーラム：MSME Finance Gap](#)、2023年3月7日アクセス
- 21 [世界銀行：Transport](#)、2023年3月6日アクセス

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイドランの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パートナー・オビニオン（ムーディーズ・インベスター・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パートナー・オビニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご留意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目論見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2023年 Moody's Corporation, Moody's Investors Service, Inc., Moody's Analytics, Inc. 並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行なう関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズの資料、製品、サービス及び公開情報（以下総称して「刊行物」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インペアメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である該当する「格付記号と定義」をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの刊行物に含まれているその他の意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの刊行物はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の刊行物を発行します。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は刊行物を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リバッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行なう者ではなく、信用格付の過程で又は自社の刊行物の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別の、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害（(a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない）の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対して、それらがムーディーズ又はその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑惑を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性又は特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていません。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている債券証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行なう信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、1,000ドルから約500万ドルの手数料をMoody's Investors Service, Inc.に支払うことによっています。また、MCO及びMoody's Investors Serviceは、Moody's Investors Serviceの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト[www.moodys.com](http://www.moodys.com)上に“Investor Relations-Corporate Governance-Charter Documents-Director and Shareholder Affiliation Policy”という表題で毎年、掲載されます。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。

日本専用の追加条項：ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「MJKK」といいます。）は、ムーディーズ・グループ・ジャパン合同会社（MCOの完全子会社であるMoody's Overseas Holdings Inc.の完全子会社）の完全子会社である信用格付会社です。また、ムーディーズSFジャパン株式会社（以下「MSFJ」といいます。）は、MJKKの完全子会社である信用格付会社です。MSFJは、全米で認知された統計的格付機関（以下「NRSRO」といいます。）ではありません。したがって、MSFJの信用格付は、NRSROではない者により付与された「NRSROではない信用格付」であり、それゆえ、MSFJの信用格付の対象となる債務は、米国法の下で一定の取扱を受けるための要件を満たしていません。MJKK及びMSFJは日本の金融庁に登録された信用格付業者であり、登録番号はそれぞれ金融庁長官（格付）第2号及び第3号です。

MJKK又はMSFJ（のうち該当する方）は、同社が格付を行っている債券証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます。）及び優先株式の発行者の大部分が、MJKK又はMSFJ（のうち該当する方）が行なう信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、10万円から約5億5,000万円の手数料をMJKK又はMSFJ（のうち該当する方）に支払うことによっています。

MJKK及びMSFJは、日本の規制上の要請を満たすための方針及び手続も整備しています。

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(<https://ratings.moodys.com>)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

レポート番号 1362648